

議会基本条例特別委員会（第29回）要点録

- 1 日 時 平成23年10月24日(月)9:27～10:30
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、蔵本隆文、金藤照明、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聰子
- 3 欠席委員 なし
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容

委員長…記念講演会の準備状況を報告されたい。

事務局…副題とタイムスケジュールについて先生の了解をいただきましたので、19日付け、議長名で全議員に講演会への参加と役割へのご協力の依頼を送信しました。

委員長…報道機関への連絡、他議会などへの案内は。

事務局…県下14市議会、里庄町議会、矢掛町議会、福山市議会、里庄町議会からの御紹介により早島町議会へも案内を送付しました。報道機関への連絡も早めに行います。

委員長…先生への撮影の御了解は。

事務局…講演会のCATV撮影と後日の放映については先生にご了解いただきました。

委員長…準備物の一覧、その他で委員にお気づきがあれば。

E委員…座席へ名前を記すのか。

事務局…各議会には、来場予定者数の連絡をお願いしていますので、座席に議会名を表示する予定です。他市の執行部へはご案内していません。

C委員…準備物一覧にある「受付簿」は他議会用か。パワーポイント用のポインターが要るのではないか。各種団体への参加要請は行うのか。

事務局…他議会の受付簿です。行政と関わりのある各種団体にも案内をします。他議会からの来場予定者数が把握できた段階で、各議員に動員をお願いすることがあるかも知れません。ポインターは用意できます。元議員には、ご意見へのお礼に併せてご案内します。

A委員…会場入口への看板を用意して、広報のため数日前から掲示されたい。また、ホテル駐車場が満車の際に、お配りする周辺の略図を準備されたい。

委員長…スタッフ用の腕章は要らないか。

C委員…わざわざ作るまでもないが、あれば、「笠岡市」の腕章がわかりやすいのでは。

F委員…「笠岡市議会」と「氏名」の分かる、大きめの名札が良いのでは。

委員長…首から下げるタイプの名札とする。

（全委員が実物を確認の結果、了承）

委員長…講演会配付資料（案）について。

事務局…実際は、お配りした（案）に次第のページが増えます。少し厚めのA3を二ツ折りにするつもりでしたが、中に挟み込むページが増えたので、最も製本しや

すい形でまとめようと思います。

委員長…内容はD委員にご協力いただき、分かりやすくした。資料へのご意見は。

I委員…「制定までの動き」に約30回の委員会、全会一致での可決を入れては。

委員長…それについては、当日私の説明でも触れるつもりである。事前にパワーポイントでの説明を委員の皆さんにも見ていただくつもりである。

C委員…先生の略歴紹介で「・・・展開してきた。」は表現を変えるべき。

委員長…「・・・展開。」とすれば問題ないを考える。

(了解)

委員長…ただ今いただいた意見により修正したものを、次回委員会でお示しする。

別に定める事項のうち「所信表明会」について。

事務局…素案は会津若松市議会の実施要領を基に作りました。なお、「所信表明への質疑」について行うか否かを含めた協議が必要との意見を預かっています。

C委員…2条「選出されようとする者」は「立候補する者」のほうが分かりやすい。

I委員…地方自治法上問題がなければ、「立候補」という表現が分かりやすくはあるが。

事務局…正副議長選挙に「立候補」を前置きすることを自治法が想定していないので、素案では「立候補」の表現を避けています。

委員長…市議会旬報に「立候補」の表現があった。廣瀬先生は「所信表明」が好ましいとのことのお考えであった。「立候補」の表現について議長会へ確認されたい。

I委員…3条「公開」は傍聴者、報道、CATVのすべてを含むのか。

事務局…通常の本会議のような公開方法を想定しています。

C委員…所信表明は選挙当日となっているが、2、3日前にできないか。

事務局…他市議会の3例とも、選挙当日に行われているようです。

委員長…この件は保留する。

(了承)

委員長…当日に所信表明する前提で、5条について意見を。

I委員…5条2項で「一の会期」は何を指すか。

事務局…正副議長選挙の行われる臨時会等の会期を指し、その会期が継続している間は、正副議長選挙両方への所信表明はできないという意味です。

C委員…「会期」についての定めは不要かもしれない。

F委員…6条の「取下げ」とは所信表明をしないということで、立候補自体を取り止めるという意味ではないと理解すればよいか。

事務局…そうです。「所信表明」は努力義務であり、手を挙げる方に「所信表明」の機会を保障するということです。

委員長…選挙当日の短時間に申し出を取り下げる可能性があるのか疑問だ。

事務局…あり得るものと考えます。

C委員…「取下げ」は「申し出」とセットであり、必要。

A委員…所信表明に関係なく選ばれることも十分あるので、素案のような表現になるのはやむを得ないを考える。

I 委員…8条2項で所信表明者ごとに質疑するようになっているが、違いを明らかにするため全員の所信表明が終わった後にまとめて質疑できないか。

事務局…素案は、会津若松市議会の要領になったものです。同市議会においては、疑問点への純粋な質疑に限定されているようです。

C 委員…この表現では、すべての候補者の表明が終わった後で、まとめて質疑できるようにも解釈できる。

委員長…本日示したものは素案であり、まずは質疑の有無も含め会派で協議されたい。

C 委員…11条「有効であることを確認する。」は「有効である。」でよいのでは。

委員長…同様に、各会派へ持ち帰り検討願いたい。「立候補」の表現、所信表明は選挙の当日か前もってか、質疑の有無と方法などについて会派へ持ち帰り次回協議したい。

(了承)